

**公益社団法人 日本獣医師会**  
**令和7年度アジア獣医師総合研修及び普及促進強化事業**  
**研修生支援事業、秋期全体研修及び国際学会開催業務 応募要領**

第1 事業名

秋期全体研修及びスリランカ学会開催業務

第2 事業実施の背景・目的及び概要

1 事業実施の背景・目的

令和6～8年度：アジア獣医師総合研修及び普及促進強化事業では、大学等の獣医学関係機関の協力を得てアジア諸国の獣医師である研修生を受け入れ、家畜の越境性感染症に対する防疫・診断等に関連する様々な分野の技術を習得させることを目標に技術研修を実施してきた。

令和7年度は研修生支援事業、秋期全体研修旅行ならびに、研修の一環として日本の獣医師の業務・職責に関する多面的な理解を促すための研修会事業を行う。研修会は先行事業の修了者を中心にスリランカ国にて国際学会を開催し、またその講演をビデオ教材として頒布することで、アジア諸国で家畜防疫業務に従事する獣医師の技術・知識向上に貢献することを目的とする。

2 業務の内容

(1) 研修生支援業務

アジア獣医師総合研修及び普及促進強化事業実施計画に基づき令和7年度は全国獣医学系大学13校に14名の獣医師を派遣することとしている。この14名に対する支援、ならびに次年度の研修生募集に対する以下の業務を行う。

① 研修生渡航支援：

- 航空券・国内移動の手配
- 都内滞在先の手配（2週間程度）
- 空港～都内滞在先への移動サポート
- 国内移動時のサポート（空港・宿舎への移動、住民登録手続き、国民健康保険への加入、年金の免除手続き、研修先への移動、宿舎設備の確認等）

② 研修生生活支援：

- 病気、ケガ等、緊急時の支援
- 初期オリエンテーション：日本語研修、日本語文化研修の開催

③ 次年度募集

- 現地面談の航空券・現地滞在先の手配

- 現地空港～滞在先への移動サポート
- 面接会場の手配

(2) 秋期全体研修の支援業務

日本国内で研修参加中の獣医師 14 名に対する研修旅行（9 月開催、10 泊 11 日程度）に同行し、以下の業務を行う。

- ① 企画、訪問先への連絡調整
- ② 行程管理：
  - 航空券・新幹線チケット、宿泊先の手配、管理
  - チャーターバスの運転手と連携しての配車研修生への対応（英語）
  - リクエストがあった場合のヒアリングと、日本獣医師会への報告
  - 体調不良者が出た場合の対応（病院への同行、簡単な通訳）

(3) 国際学会の開催

① スリランカにおいて学会を開催するための企画運営業務

開催時期：2025 年 8 月～9月予定

学会規模：参加者 100 名程度開催言語：英語、シンハラ語

会場：ペラデニア大学獣医学部講堂

業務内容：

- 基調講演者（国内獣医学系大学の教員 2 名）、日本獣医師会関係者、その他の業務実施者の渡航手配
- 招待講演者 10 名の渡航手配及び経費精算
- ペラデニア大学及びスリランカ獣医師会との連絡調整学会の P R 資料の作成・配布
- 参加者の事前及び当日登録受付その他の対応
- (4)に挙げるビデオ教材作成に関連する手配
- 学会に前後して実施する交流会、視察の調整・手配

(4) ビデオ教材の作成

① (3) の講演を収録し、ビデオ教材を作成する。

- 作成本数：2本
- 1 本あたりの長さ：20～30 分

- ビデオには講演スライド、英語字幕を挿入する
- 納品時期：学会終了後 3 カ月以内

### 第3 契約限度額

契約限度額：24,276,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

### 第4 応募資格

本事業に応募できる者は、次のすべてに該当する者とする。

1. 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。
2. 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
3. プライバシーマークを取得していること。

### 第5 契約期間

本事業の契約期間及び契約については、本会と契約候補者との間で契約に関する協議が調い次第決定・締結し、契約期間の終了日は令和7年度内とする。

### 第6 参加表明書及び企画提案書の提出期限

本事業への参加を希望する者は、事業参加表明書（別紙様式第1号）を令和7年2月28日（金）17時までに電子メール（宛先：fukuda@nichiju.or.jp）により提出すること。また、企画提案書を、令和7年3月7日（金）17時までに、電子メール（宛先：fukuda@nichiju.or.jp）にてPDF形式のファイルにより提出すること。

### 第7 共同企業体及び再委託の禁止

1. 共同企業体の結成は認めない
2. 再委託は原則として禁止する。ただし、本件業務の企画・制作内容等に影響を及ぼさない補助的な業務（映像の制作、WEBアプリの開発等）に関しては、あらかじめ本会の承認を得た上で認められる。企画段階で予定されている場合には、企画提案書にその旨を記載すること。契約締結後については、本会の承認を得ること。

### 第8 提出書類

1. 参加表明書
2. 企画提案書

企画提案書は、ワード換算で5ページ程度までのものとし、本件実施方法、

実施体制、スケジュールを含んだものとする。様式は任意のものとする。

3. 事業に係る費用の見積書

本事業を実施するために必要な経費のすべての金額（消費税等の一切の経費を含む合計金額を記載のこと。）のわかる見積書及び個別の費用をできる限り詳細に記載した経費内訳書を併せて提出すること。

4. 企業（団体）案内資料（パンフレット等）

5. 過去の実績等が分かる資料

過去の事業実績等のわかる資料 過去3年間において本事業に関連し、又は類似した事業の実績を記入したものを提出のこと。

## 第9 審査方法

1. 企画提案書等の提出者について、企画提案の内容等について本会が必要と認めたときは、指定する日時に企画案の説明（プレゼンテーション）を求めることがある。
2. 審査は、提出された企画提案書の内容を別に定める審査基準に基づいて行い、業務の目的に最も合致し優秀な企画提案書を提出した1者を選定し、請負予定者として決定する。

## 第10 企画競争の無効に関する事項

次の一つに該当するときは、その者の応募は無効とする。

- (1) 本企画競争に応募する資格のない者が応募したとき。
- (2) 自己のほか、他人の代理人をかねて企画競争に応募したとき。
- (3) 1者当たり1件の企画を限度とし、1件を超えて申込を行った場合はすべてを無効とする。
- (4) 提出された書類に不備や不足があったとき。
- (5) 経費内訳書の金額、所在地、氏名、印影、若しくは重要な文字の誤脱、又は認識しがたい見積又は金額を訂正した見積をしたとき。
- (6) 暴力団排除に関する誓約事項（様式5）について、虚偽又はこれに反する行為が認められたとき。
- (7) 正常な企画競争の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者、又はなした者が企画競争に参加したとき。

## 第11 審査結果の通知

審査結果については、令和7年3月7日（金）までにすべての参加者へ通知する。

## 第 12 企画提案に要する費用

企画提案書等の作成など本事業の応募に関する一切の費用は、選定の可否を問わず応募者が負担するものとする。

## 第 13 企画提案書等の返却の可否等

1. 提出された企画提案書等は、返却しないものとする。
2. 企画提案書等は、採点等本事業に係る事務手続以外の目的で提出者に無断で使用しないものとする。

## 第 14 企画提案書等に使用する言語

企画提案書等に使用する言語は、日本語とする。

## 第 15 契約保証金の扱い

契約保証金の納付は免除する。

## 第 16 経費の支払方法

本事業の経費の支払いは、契約書に定める検査に合格し、受託者からの適法な請求書を受理した日から 30 日以内に日本国通貨によりその支払いを行うものとする。

## 第 17 問い合わせ先

本応募要領に関する問い合わせ先は、次のとおりとします。

〒107-0062

東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル西館23階

公益社団法人 日本獣医師会

電話：03 (3475) 1601 FAX：03 (3475) 1604

担当者：福田